

第3章 種豚審査標準と種豚登録審査基準との違い

1. 種豚審査標準の重みと改正の経過

すべての家畜の品種にはいずれもその成立には古い歴史があり，その品種の理想とする姿を具体的に表わした審査標準がある。

品種というものの定義については，人により見解が異なるが，筆者は「品種とは永年にわたって同種家畜の交配によって生産される子孫が幾世代にもわたって体格（外貌）上の特徴（例えば，体格の大小，体型，毛色，斑紋，角の有無など），繁殖能力（産子数，哺育の習性など），産乳能力（泌乳量，乳汁成分など），産肉能力（発育の速度，飼料の利用性，肉および脂肪の量と質など），使役能力，競走力，産卵能力，さらには警番用，愛玩伴侶動物としての特徴や，性質（飼い易さ），強健性等々がほぼ間違いなく後代（子孫）に出現する固定した遺伝的形質（遺伝子，最近の研究ではそれらを裏付ける血液型，DNA，ゲノム，遺伝物質）を保有している集団」を意味するもので，その固定のための期間は，動物の大，小や世代間隔の長短によって差があるが，少なくとも数世代乃至10数世代にわたって上記のような遺伝形質が間違いなく子孫（後代）に出現することが自他共に確認されて初めて1つの品種として認められるのであると思う。

それらは，原産地の気候風土，生産・給与される飼料，飼育・放牧等の形態や，その土地に居住する養畜者の永年にわたる一貫した飼育方針と愛畜心が相俟って生ずるもので，一朝一夕に出来上るものではなく，永年にわたる努力の結晶なのである。

- 1) 現在各国で飼われている家畜の主な品種には，それぞれ原産国においてその品種の理想の姿を示した「体格（外貌）審査標準」がある。従って新品種を輸入した国では，その品種の「審査標準」を制定するに当たっては，必ず原産国の当該品種の審査標準（Standard of Excellence）（図9.4）を基本として制定すべきことは論を俟たない。
- 2) 審査標準には各部位の重要度に応じて部位毎に評点（合計100点）が与えられている。この評点は一見簡単に見えるが，その決定にはどの国でも多くの討議と実際の家畜に適用してみた場合の妥当性の吟味などに非常に苦心が払われていることは想像に難くない。

わが国でも前章で記述したとおり，豚の登録開始（昭和23年，1948年）以来，体格審査標準（審査標準）の審査項目および各部位の評点には2回にわたり大きな改正が行われた。比較してみると表9.2のようである。

すなわち，登録開始時（旧帝国畜産会時代のものを継承）の審査標準はヨークシャー種およびバークシャー種（イギリス）の審査標準に準拠し，当時の先覚者達が慎重に検

4.2. PIG BREEDERS' ASSN.
(Incorporated)

LARGE WHITE BREED STANDARD OF EXCELLENCE

The Standard of Excellence shall be used in the light of known requirements of the bacon and pork trade. All efforts to appraise the relative merits of pigs shall be made against a background of the killing out value of the animal at the correct weight and age. The failure of an animal to reach the Standard of Excellence in some breed characteristics shall not outweigh its obvious value from a carcase point of view.

	CHARACTER AND BREED TYPE: A combination of the following definitions denoting type, quality, breeding and masculinity in the case of boars, and femininity in the case of sows and gilts.
20	HEAD: Moderately long, face slightly dished, snout broad, jowl light, wide between the eyes and ears. Ears should be reasonably long, thin, slightly inclined forward, and fringed with fine hair. Objection: Excessively floppy ears. Strong objection: Crooked Jaw, undershot jaw.
5	NECK: Moderate length, free from crest, proportionately and evenly set to give smooth coupling with head and chest.
	CHEST: Moderately wide between front legs, with capacity derived from width and length rather than depth.
	SHOULDERS: Level, light in proportion to body, medium width, free from coarseness and blending with the rest of body.
10	Allowance must be made for shield of aged boars.
	BACK: Long, straight to slightly arched and wide from neck to rump.
	LOIN: Broad, full and strong, blending with line of sides.
	RIBS: Well sprung.
	SIDES: Long even and well let down to flank.
	FLANK: Thick, and well let down.
25	BELLY: Full, but not flabby, with straight underline.
	RUMP: Long and wide.
	HAMS: Broad, full, and deep to hocks.
15	TAIL: Set high, strong and long, but not coarse with a natural curl and with tassel of fine hair.
	TEATS AND TESTICLES: At least 12 sound evenly placed teats set well forward with a minimum of 6 a side for each sex. It is desirable that boars have 3 pair in front of sheath. Testicles well developed and low set in crutch. Dummy teats and inverted nipples to be considered a strong objection in both sexes. Any sow that has had one litter or more and still has inverted nipples to be disqualified in the Show ring.
10	LEGS: Straight and well set, level with the outside of the body, with flat bone. Badly in-bent knees and crooked legs—strong objections.
	PASTERNS: Short and springy.
	FEET: Strong, closed and even.
10	ACTION: Firm and free.
	SKIN COLOUR AND COAT: Fine, white, free from wrinkles and coarseness, black hairs and black spots, and as free as possible from blue spots. Rose on back undesirable.
5	
100	Total.
	DISQUALIFICATION: Less than 6 evenly-placed sound teats on either side. Any black hair on coat.
	NOTE: It is recommended to Judges that pigs with obvious deviations from the Standard of Excellence should not be awarded a first prize.

図 9.4 英国大ヨークシャー種の審査標準

表 9.2 わが国における種豚（体格）審査標準改正の経過

登録開始時 〔昭和 23 年 1948 年〕	第 1 次改正 〔昭和 31 年 1956 年〕	第 2 次改正 〔昭和 51 年 1976 年〕
登録条件（生後 8 カ月以上で、 70 点以上）	登録条件（生後 8 カ月以上で、 70 点以上）	登録条件（生後 8 カ月以上で、 75 点以上）
項 目 (評 点)	項 目 (評 点)	項 目 (評 点)
頭 部 (9)	頭 部 (9)	一 般 外 貌 (25)
頸 部 (3)	頸 部 (3)	頭 ・ 頸 (5)
前 軀 (12)	前 軀 (12)	前 軀 (15)
中 軀 (20)	中 軀 (20)	中 軀 (20)
後 軀 (20)	後 軀 (20)	後 軀 (20)
肢 蹄 (10)	乳器・生殖器 (6)	乳器・生殖器 (5)
被毛・皮膚 (8)	肢 蹄 (9)	肢 蹄 (10)
資 質 (8)	被毛・皮膚 (5)	
一 般 体 型 (10)	品 位 性 質 (5)	
	一 般 体 型 (12)	
合 計 (100)	合 計 (100)	合 計 (100)

討の上制定されたもので、体各部の審査に欠落しているところはないが、表現がやゝ不明瞭な点は乳器（乳頭）が中軀に含まれており、生殖器は後軀と資質（性相）に含まれているものと解釈され、独立した項目としての表現がないなどの難点があった。

この点第 1 次改正では乳器・生殖器の項目を増やし、各部の評点も何回かの実地検討を経て修正された。

この審査標準の良い点は、頭部、頸部…と各部位（項目）の順序に従って説明の内容に忠実に審査し、最後に一般体型で改めて全般を見直せば見落とす部位（項目）は無いように作られているので審査の勉強や実物についての審査講評などには大変好都合であった。ただ項目がやゝ多い（10 項目）煩わしさはあった。

第 2 次改正では、まず全般（一般外貌）を見て全体像を頭の中に入れてから順次各項目について審査するように改められ、項目数も 7 項目に整理された。しかし、肉生産を最終目的とする豚として重要な部位である中軀、後軀等の評点は重く、審査標準作定の当初から一貫して最も重要視されている。

- 3) わが国の「種豚審査標準」作定に当って最も配慮しなかった品種は、ランドレース種であった。他の品種は大体原産国の審査標準 Standard of Excellence を基本として作定すればまず問題なかったが、ランドレース種は既述のように欧米の数カ国から輸入され、それぞれ体型（外貌）に差異があるので、将来わが国において生肉、加工両用に適し、特色ある日本ランドレース種を目指す体型を想定して審査標準を作定しなければならないので、輸入各国の審査標準を参考とし、これに他の登録品種の審査項目との関係も考慮して

試案を作り，専門委員会で何回かの実地適用も試みて作定したものである（デンマーク・ランドレース種について Prof. Clausen が心配されていたことはさきに述べた（本編，第1章2，6），（3））。

- 4) 種豚審査標準によって採点された審査得点は絶対値で示されるから，同一品種の（イ）国際間比較，（ロ）年代別比較が可能である。また，審査得点の記録は長く登録協会に保存されているから種豚の畜主はその豚の体の状態が最も良い時（例えば共進会前後）に審査を受けて高得点を希望する。

（イ）審査得点の国際間比較については，筆者はイギリスのロイヤル・ショウなどで何回か英国の審査員に「この種豚で何点ぐらいの得点ですか」と尋ねてみたが，われわれの点数と大きな差はなかった（詳細について言えば乳頭の減率がやゝ甘いような印象であった）。

（ロ）年代別比較については，例えば過去10回の全日本豚共進会の出品豚について同一品種の名誉賞，優等賞その他の審査得点を比較することによって，その年代間の改良の進度，部位別の改良度を比較することが可能である。

- 5) 昔から家畜が審査できるということは畜産技術者の一つの重要な資格と考えられていた。家畜の良否や長所，欠点がわからないで畜産が指導できるか，畜産農家と親しく話し合えるかとさえ言われた。従ってその基礎となる「審査標準」は畜産技術者のバイブルともいうべきもので，我々年代の者はほとんど「豚の審査標準」の全文を暗記していたし，またそれが当然のこととして常時努力したものである。

- 6) 以上のような重みを持ち，養豚関係者に長年なじんできた「種豚（体格）審査標準」に代って新たに「登録審査基準」が作定，使用されるようになった背景には次のような理由（私見を含めて）があったのではないかと考えられる。

①従来の「種豚審査標準」の全文を暗記・理解し，項目毎に仔細に採点する作業は煩わしい。

②新たに（平成6年4月）作定された「登録審査基準」は，部位の重要度による評点はなく，各部位同一の100点満点に対する評価法で，特A，A，B，C，Dの5段階のうち該当するものを符号で記入するだけだから簡便であり，短時間で済み，省力的効果があるだろう。すなわち，「登録審査基準」はこの種豚を登録してよいか否かを決定するための基準であるからそれなりの目的は達せられるが，従来の「種豚審査標準」は部位の重要度（改良の目標）に応じて評点が付されている各項目に対し，克明に採点，記録する方式なので，単に登録の可否を審査する登録審査基準とは本質的に異なる（勿論登録可否の審査にも使用できるが）。

- 7) よって、繰り返すようだが、平成6年4月に作定された「種豚登録審査基準」は、登録協会設立以来平成5年までの45年間使用されてきた「種豚審査標準」の改正と称するのは妥当でなく、従来の「種豚審査標準」を基本（手本）として、種豚登録の可否決定のための基準として作定されたものであるということを記憶すべきである。

従って、日本種豚登録協会設立時（遡れば旧帝国畜産会時代）から登録に用いられてきた「種豚審査標準」は、当該品種の原産国の審査標準を基本として、わが国での経験と苦心を積み上げて制定されたもので、最近（平成6年4月）作定された「種豚登録審査基準」とは異なる趣旨のものであるから、「日本の種豚審査標準（各品種）」として明確に記録を残しておくべきであると思う。

さもなければ、もし諸外国から「貴国の種豚審査標準，Standard of Excellence」はどれですかと尋ねられたときに示すわが国の「種豚審査標準」がないとは断じて言えないし、又一方今後わが国の養豚を担う若人達から「そのような種豚審査標準（改正の経緯も含めて）があったのか」とさえ忘れ去られる時代が来ないとも限らない（杞憂に終れば幸いであるが）。

（付）種豚審査研究会

（社）日本種豚登録協会では、全国の種豚登録関係技術者（審査委員）の種豚審査の目合せのため、毎年全国の適当な都道府県・支部に依頼して種豚審査の会場、実習用種豚を準備して頂き審査研究会を行ってきた。これは登録協会が種豚登録事業を開始して以来の重要な年中行事の1つである。長年日本種豚登録協会副会長であった北本弥三郎先生（故人）を中心に登録協会の幹部、農林省畜産試験場、種畜牧場等のわれわれ専門委員が前日に準備（予備審査）をしておき、当日は全国の審査関係者が多数集まり、きびしい実習（審査、採点、講評、質疑）と打合せ会が1～2日間行われ、有意義な行事であった（現在も継続して行われていることと思う）。

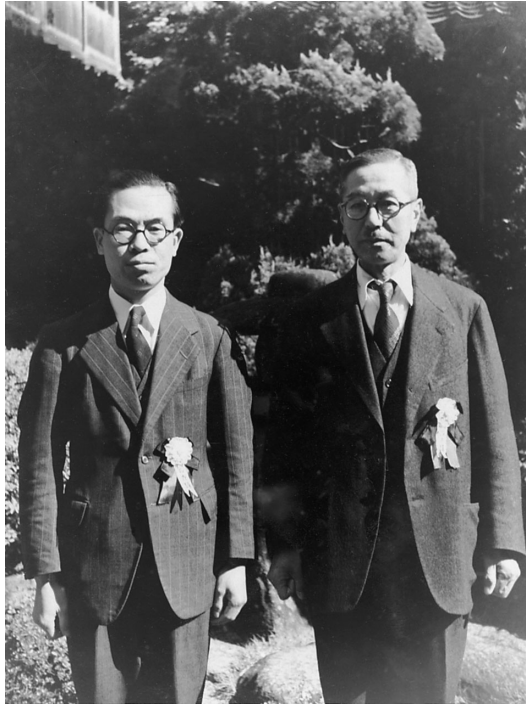


図 9.5 在りし日の北本弥三郎先生（右）と若き日の筆者
（第15回中国連合畜産共進会にて，昭和25年（1950年）頃）

主 な 参 考 資 料

- 1) 農林省畜産局：畜産発達史 第4章 養豚の発展，昭和39年（1964）
- 2) 旧帝国畜産会：種豚登録関係諸規程，登録検定資料第19輯，昭和17.10（1942）
- 3) （社）日本種豚登録協会：種豚登録関係諸規程，昭和23.10，31.1，36.8，38.4，44.4，45.4，49.4，51.4，59.4，平成元年4，2.4，6.4，8.4，9.4
- 4) （社）日本種豚登録協会：審査委員，検定委員，検査員必携，昭和31.1（1956）
- 5) （社）日本種豚登録協会：登録委員必携，昭和49.4，56.4，62.4，平成4.9，6.4，9.4
- 6) （社）日本種豚登録協会：パークシャー種の白微について，昭和28.12（1953）
- 7) （社）日本種豚登録協会：種豚の発育曲線表，ヨークシャー，ランドレース，昭和47.3（1972）
- 8) 上坂章次，榊田精一，丹羽太左衛門：家畜審査新教本，和牛・乳牛・豚（改定第6版），平成7.6（1995），富民協会発行
- 9) 武富萬治郎，丹羽太左衛門，宮園幸男：豚の乳頭数の遺伝に関する研究，農業技術研究所報告G（畜産）9号，29-42頁（1954）